

新駅問題対策特別委員会 委員長報告
(平成22年 3月 3日報告)

新駅問題対策特別委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、付託審査事項であります「新幹線（仮称）南びわ湖駅設置についての今後の対応について」を審査するため、閉会中の2月22日 午前9時30分から、説明のため、市長、副市長、関係部長、関係課長の出席を求め、開催いたしました。

また、今後の審査の参考とするため、企業立地が予定されている同種の製造事業所の現地視察を3月1日に行ないました。

それでは、2月22日の審査について、質疑を行いました主なものをご報告申し上げます。

1点目として、「今日までの取り組み経過」について であります。

委員から、自治会説明会の中で、リチウムイオン電池の製造過程において公害は発生しないのか、どのような薬剤を使用するのか、栗東市生活環境保全条例の規定に基づく手続きを経て明確に回答すべきでないのか との質問があり、当局から、企業へ使用材料、環境への影響などについて聞き取り確認をしている。また、今後、事業計画の具体化に合わせて必要な手続きにより適切な対応をしていきたい との答弁がありました。

次に、2点目として「後継プラン」について であります。

委員から、企業立地促進法に基づく基本計画案の策定状況はどうか との質問に対して、滋賀県地域産業活性化協議会 栗東地域分科会において、基本計画案について一定の理解を得て、成案化しているところである。今後、国へ申請して3月下旬に同意を得る予定であるが、適切な時期に議会へ資料を提出する との答弁がありました。

また、委員から、後継プランによる基盤整備として、仮設道路や中央都市下水路の仮設水路工事が4月以降の予定となっているが、通学、通勤者への迂回路^{うかいろ}の周知や安全対策はどうか との質問があり、当局から、事前の迂回路^{うかいろ}の周知・啓発、生活道路の安全確保、必要な箇所でのガードマンの配置等、自治会の意見も伺い対応をするとの答弁がありました。

また、委員から、基本計画に織り込む項目はどうか との質問に対して、当局から、当該区域の地理的状况、具体的な推進項目、県や地域の企業への支援措置内容、産業集積する業種とその理由、立地企業に対する支援策、また、環境へ配慮すべき事項等々を記述する との答弁がありました。

また、委員から、都市計画道路下鉤出庭線の整備計画と国道8号バイパスとの整合はどうかとの質問があり、当局から、滋賀県事業である中ノ井川ショートカット事業による法線^{ほうせん}との調整を行いながら、県道片岡栗東線までの区間の見直し協議をしていきたい。また、国道8号バイパスとの接続についてはバイパス計画の進捗状況に応じて対応していくことになるが、現段階で当該事業への影響はないとの答弁がありました。

次に、3点目として「栗東新産業地区工業団地整備事業」についてであります。委員から、工場等の誘致に係る新たな奨励措置を設けることについて、

- ① 適切な説明責任を果たすべきであると考え、その見解はどうか
- ② 奨励金として交付する固定資産税額の二分の一に相当する額とはどれ位か
- ③ 滋賀県における支援はどうか

との質問があり、

当局から、

- ① 現在の条例を改正する中で、しっかりと説明責任を果たしていきたい。
- ② 奨励金の額は、モデルケースとして、5年間で約3億8000万円と見込んでいる。
- ③ この工業団地整備についての滋賀県の支援としては、本市との覚書の中で、約5.6ヘクタールの造成事業に関して別途定めることとなっており、今後、具体的に協議を進めていく。

との答弁がありました。

また、委員から、企業立地促進法の規定による計画区域はどうか、また、工場等誘致に関する条例を改正する対象区域はどうかとの質問に対して、当局から、旧草津倉庫用地を含めて、県道志那中栗東線北側区域の約40ヘクタールを計画区域として、産業集積区域、特例奨励金交付対象区域とするものであるとの答弁がありました。

以上、委員会の審査経過と概要について報告させていただきましたが、当委員会の付託事項であります「新幹線(仮称)南びわ湖駅設置についての今後の対応について」は、後継プラン、南部地域振興プランに伴う早期の具現化や企業誘致、工業団地整備に伴う多くの事務、事業の手続きと執行により、一日も早い活力創生のまちづくりの実現のため、今後におきましても引き続き審査してまいりたいと考えております。

以上で、新駅問題対策特別委員会の中間報告とさせていただきます。